

内親王及び女王を加へ、(二)臣籍降下の内親王に入ることが望ましい事情の存する場合も予想せられ、また、華族の制度は、日本國憲法の施行とともに早晚廢止せられるのであるから、臣籍降下の皇族に家名を賜い、華族に列せしむるの規定を除こうとするのである。

第二 皇族身位令中改正件

本件は、前記の皇室典範増補の改正に伴うものであつて、(一)皇族身位令の現行規定によれば、臣籍降下の皇族は、一家を創立することと

なつていゐが、内親王及び女王の臣籍降下に當つては、一家を創立しないことと望ましい事情の存する場合を予想されるので、一家を創立する場合の外、臣籍に降下されたその直系卑属又はその兄弟の家に入る途を拓き(第六)、(二)同令の現行規定によれば、臣籍より入られた妃が、その夫を七つたときは、情願により勅れ許を経て、実家に復籍することができることとなつて、が、この場合においても、実家復籍の方法の外に一家創立又は直系卑属若しくは兄弟の家の入籍の途を設け(第七)、(三)その

他、同令の現行規定（第三十五條、第二十七條及び第三十條）に所要の整理を施そうとするものである。

第二十五條、第二十七條及び第三十條

第三 皇統譜令中改正ノ件

本件は皇統譜令中臣伊勢守の皇族ノ下に、
の皇統譜登録に關する規定（第三十）につき、皇室
典範増補第一條の改正に伴う当然の整理を
施すとするものである。

第四 皇族ノ降下ニ關スル施行準則廢止ノ件

皇族ノ降下ニ關スル施行準則は、皇室典範増
補第一條の規定を實際に施行するに當り、常
例として依様すべき準則であつて、大正九年

本院の御諮詢を経て裁定せられたものであ
るが、最近の國情と今後ににおける皇族の地位
に鑑み、変通の途が拓かれることの必要に考
え、この際、本件を以てこれを廢止しようとす
るものである。

終するに、本案の四件中第一の件は、終戦後の國
情の変化に伴い、皇子孫が累世皇族たるの主義
に對し廣く変通の途を拓く、臣籍降下の皇族の
範囲を擴張することを主眼とするものであつて、
事情止むを得ない措置と言わざるを得ない。
爾余の三件は、これに伴つて、關係規程を整理改